

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 小国町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.4%
全職員	95.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	—
課長補佐相当職	94.7%
係長相当職（主査・係長）	92.1%

(1) 役職段階別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.2%
31～35年	84.5%
26～30年	90.9%
21～25年	94.1%
16～20年	91.8%
11～15年	82.4%
6～10年	98.9%
1～5年	92.6%

【説明欄】

- ・（１）役職段階別の課長相当職について、一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- ・医療職については算定対象から除いている。
- ・扶養手当・住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合はそれぞれ８２％、９０％である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。